

外国 PEPs 等ではないことの確認

犯罪収益移転防止法等により、平成 28 年 10 月 1 日より下記内容につきましてご確認をさせていただきます。

- ① 私は、外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者に該当しません。
- ② 私の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）は、前号に掲げる者に該当しません。
- ③ 私の現在の居住国は、日本です。
- ④ 私は、米国市民（米国籍保有者）、米国居住者、米国永住保有者に該当しません。
- ⑤ 私の今回の取引目的は、融資取引です。（カードローン）

以上